# 小松市未来型図書館等複合施設整備·運営事業 実施方針(案)

令和7年(2025年)9月19日 小 松 市

# 目次

第1	特定事業の選定に関する事項	<b></b> 1
1	事業の概要	1
2	特定事業の選定方法及び公表	8
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
1	民間事業者の募集及び選定方法	9
2	民間事業者の選定に係る基本的な考え方	9
3	要求水準	9
4	応募者の構成等	9
5	選定のスケジュール	14
6	募集手続等	15
7	審査、選定及び契約に関する事項	16
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関す	る事項 18
1	リスク分担の基本的な考え方	18
2	予想されるリスクと責任分担	18
3	SPC の責任の履行確保に関する事項	18
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	19
1	立地	19
2	規模	20
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.	21
1	係争事由に係る基本的な考え方	21
2	管轄裁判所の指定	21
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
1	SPC の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	22
2	市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	22
3	その他の事由により本事業の継続が困難となった場合	22
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	24
1	議会の議決	24
2	公募に伴う費用負担	24
3	情報の公開	24
4	問い合わせ先	24

#### 第1 特定事業の選定に関する事項

#### 1 事業の概要

#### (1) 事業名称

小松市未来型図書館等複合施設整備·運営事業

#### (2)公共施設等の管理者

小松市長 宮橋 勝栄

#### (3)事業の目的

小松市(以下、「市」という。)は、「わくわくする未来型図書館」の整備について、「市 民と共に進める、次世代都市づくり」のモデルとして、あらゆる機会を通じて対話を重 ね、市民の積極的な関わりによる共創のプロセスを重視しながら、令和3年度(2021 年度)よりプロジェクトを進めている。

令和3年度の未来型図書館のあり方に関する調査研究を踏まえ、令和4年度 (2022 年度)には、基本構想策定委員会での議論や市民ワークショップでの対話を 通じて、未来型図書館のビジョンやコンセプト、必要と考えられる機能などを共に創り あげ、小松市未来型図書館基本構想(以下、「基本構想」という。)を策定した。また、重要な立地場所については、都市計画やビジョンとの親和性、公共施設マネジメント等の 観点から、芦城公園周辺を最適な立地エリアとして決定した。

令和5年度(2023年度)には、国土交通省の先導的官民連携支援事業の採択を受け、芦城公園の一体的な活用を踏まえた立地場所の選定や既存施設(図書館や博物館、公会堂等)の集約・再編、機能の見直しを含めた導入機能、施設規模等の整理、民間事業者との対話を通じた官民連携事業手法や概算事業費等の基本的な考え方について小松市未来型図書館等複合施設官民連携事業調査報告書として方向性をとりまとめた。

令和6年度(2024年度)には、令和12年(2030年)の開館を目指し、未来型図書館等複合施設(以下、「複合施設」という。)の整備計画や管理運営・サービス計画等を盛り込んだ小松市未来型図書館等複合施設基本計画(以下、「基本計画」という。)を策定した。

これらの検討にあたっては、有識者会議である「アドバイザリーボード」と対話と活動の場となる「こまつリビングラボ」を連携させ、具体化を進めた。

小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業(以下、「本事業」という。)は、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限活用し民間事業者と共創することで、複合施設の整備、維持管理及び運営を効果的・効率的に実施するとともに、小松の「未来」を共に創る「未来型図書館」を実現することを目的としており、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)」(以下、「PFI法」という。)に基づく事業として実施する方針である。

#### (4)事業の基本方針等

未来型図書館は、市民との対話と共創を重視し、多面的な機能を有する複合施設として、市民の学びや交流を支え、暮らしやまちを豊かにする「まちづくりのキーステーション」としての役割を担う。また、未来型図書館は、市民や事業者、行政等の多様な主体と連携し、複合施設のあらゆる場所で共創の取組を展開することで、地域課題の解決や新たな価値の創出を通じて、小松の未来を共に創り続けていくことを目指す。

なお、未来型図書館が目指すあり方やその実現に向けた基本方針等は、基本構想 及び基本計画において以下のように示している。

#### 1) 未来型図書館のビジョンとコンセプト

基本構想では、未来型図書館の目指すべき方向性として、未来型図書館ができることで、まちや暮らしで実現させたいあり方「ビジョン」とビジョンを実現するための具体的方策「コンセプト」を定めている。

ビジョンでは、まちの「ヒト・モノ・コト・場」をつなぎ、新たな価値を生み出しながら、よりよいまちの姿を持続的につくっていく様を「編む」、「巡らす」という言葉で表し、未来型図書館が担う3つのコンセプトは、互いに作用し融合し合う関係として位置付けている。3つのコンセプトが重なり合う中心には、未来型図書館における重要なテーマである共創に基づき、「共に創る」を据えている。

#### 未来型図書館のビジョン(基本構想(令和4年度))



ーまちの「情報」・まちの「つながり」・まちの「とき」ー

#### ● こまつを編む。

まちの中にある多様な資源を結びつけ、価値を生み出しながら、小松の人々が自らの手で、 小松というまちを編み上げていく様を意味します。

#### ● こまつを巡らす。

人・文化や歴史・情報・活動・経済等、様々な要素が地域において将来にわたって循環し、連鎖 し続け、生き生きとしたよりよいまちのかたちや暮らしを持続的につくっていく様を意味します。



多様な形態、種類、 内容の情報を、その 垣根を超えてつな ぎ、新たな価値を生 み出していきます。



多様な人、地域、文化 など個々の特徴を活 かしながら、関係性を 強くし、つながりを生 み出していきます。



まちの歴史のなかに ある資源(ヒト・モノ・ コト・場所)を掘り起こ し、未来へつないでい きます。

#### 未来型図書館のコンセプト(基本構想(令和4年度))



# ひとの営みや情報の核となる拠点(こまつベース)

情報が垣根を超えてつながり、集約された拠点となる。情報資源(ヒト・モノ・コト・場所)の個々の 特徴を活かしながら結び付け、編集していくまちの核としての役割を持つ。

# 持ちより共有し、出会う場(こまつコモンズ)

人々が、得意なことや悩み等、様々なことを持ち寄り共有する場。誰もが分け隔てなくそこに居る ことができ、人が集まり出会うこと、やりたいことを支えていく場としての役割を持つ。

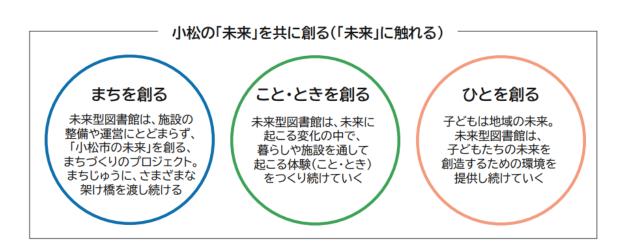
# ● ともにつくり、育む場(こまつキャンパス)

多様な人が関わり合いながらつくり、人やまちを育んでいく場。ともに学び、ともにまちの未来を描いていく場としての役割を持つ。

#### 2)「未来」の定義

未来型図書館のビジョン・コンセプトを踏まえ、未来型図書館の「未来を共に創る」というテーマのもと、3つの小松の「未来」を創ることを目指す。「未来」には、次世代の可能性を共に探求しながら、常に先端を行く「未来に触れる」という意味も含まれる。これらは、未来型図書館における「未来」を表すものとして位置付ける。

未来型図書館で展開される多様なプロジェクトや体験、環境を通して、共に3つの小松の「未来」を創り続けていく。



# 3) 基本方針

未来型図書館のビジョン・コンセプト等を踏まえ、未来型図書館の実現に向けた具体的な方針を以下に示す。

#### 基本方針

機能の融合による 新たな価値創造	図書館と博物館を中心に交流・活動機能の融合により、多様な世代や市民ニーズに対応した知と文化の拠点、新たな価値の創造拠点を目指す。
デジタル化と 情報発信の強化	多様な交流、コミュニケーションが可能な情報環境を整備し、 情報におけるユニバーサルデザインの導入など、誰もが情報 を活用できる環境を実現する。
多様なニーズに対応した 空間とサービスの提供	多様な活動や交流に活用可能な空間を整備し、バリアフリー 環境やアクセシブルな書籍の導入など、誰もが利用しやすい 環境を実現する。
市民協働と官民連携による共創型運営の実現	市民参加型の運営ネットワークを構築し、官民それぞれのノウハウを活かした、持続可能な施設運営を目指す。
施設連携と地域全体での 文化発信	南部図書館や空とこども絵本館、美術館などの文化施設との 連携を強化し、地域全体で資料を共有・保存し、文化を発信・ 学習する仕組みを構築する。
まちづくりとしての 未来型図書館づくり	「小松市 2040 年ビジョン」などの上位計画との整合を図り、 新時代の象徴となる未来型図書館をまちづくりのキーステーションとして位置付ける。

#### (5)事業の内容

## 1) 施設概要

複合施設等	複合施設	公共施設(図書館機能、博物館機能、市民交流・
		活動機能等)
		民間施設(カフェ等)
	外構	

複合施設と外構を総じて、「複合施設等」という。

## 2) 事業方式

本事業は、PFI 法第2条第5項に定められる選定事業者が、本事業を実施することのみを目的に特別目的会社(以下、「SPC」という。)を設立し、PFI 法第14条第1項に定められる事業契約に基づき、SPC が複合施設等の設計及び建設等を行い、市に施設の所有権を移転した後、運営及び維持管理等を行う BTO(Build-Transfer-Operate)方式とする。

#### 3) 事業期間

事業契約締結日から令和27年(2045年)3月31日までとする。 事業契約締結日は、令和8年(2026年)9月を予定する。

区分	時期·期間
事業契約の締結(予定)	令和8年9月
整備期間	事業契約締結日~令和12年(2030年)6月30日
開館準備期間※	令和9年(2027年)4月1日~令和12年9月30日
供用開始日(予定)	令和12年10月1日
運営·維持管理期間	令和12年10月1日~令和27年3月31日

#### 4) 事業の範囲(以下、「各業務」という。)

#### ① 本体事業

- ア 施設整備業務
  - (ア)複合施設等の設計業務
  - (イ)複合施設等の建設業務
  - (ウ)複合施設等の工事監理業務
- イ 施設運営等業務
  - (ア)複合施設の開館準備業務
  - (イ)複合施設の運営業務
  - (ウ)複合施設等の維持管理業務

- ウ SPC の運営管理業務
  - (ア)プロジェクトマネジメント
  - (イ)経営管理業務

#### ② 付帯事業

- ア カフェの設置・運営業務:SPC が自己の責任と費用において、複合施設内 にカフェを常設設置し、飲食物等を提供することを必須とする。
- イ 自主事業:SPC が施設の設置目的に沿って、自ら企画し、市の承認を得て、 自己の責任と費用において実施する、複合施設の運営に資する任意事業。
- ウ その他付帯事業: SPC、代表企業、構成企業又は協力企業が自ら企画し、 市の承認を得て、自己の責任と費用において実施する、複合施設等又は 芦城公園の利活用促進・魅力向上に資する任意事業。

#### 5) 市が実施する主な業務

- ① 補助金等申請業務
- ② 一部の什器備品の決定・調達業務
- ③ 既存博物館の収蔵品の移転業務
- ④ 博物館における学芸業務

#### 6) 都市再生推進法人との連携

SPCは、市等が出資している都市再生推進法人である株式会社こまつ賑わいセンター(以下、「賑わいセンター」という。)と連携して本事業を実施すること。詳細は要求水準書に示す。

#### 7) 早稲田システム開発株式会社との連携

SPCは、システムの構築・運用業務の実施にあたり、博物館機能のシステムについては、早稲田システム開発株式会社(以下、「早稲田システム開発」という。)が提供している製品「I.B.MUSEUM SaaS」を活用することを前提とすること。同製品は、市が調達する。詳細は、要求水準書に示す。なお、早稲田システム開発は、本公募には、参加できないものとする。

#### 8) SPC の収入

① 施設整備業務に係る対価

複合施設等の施設整備業務に係る対価は、事業契約においてあらかじめ定める額とし、総額一括払方式又は一時支払金により市が SPC に支払う。詳細は募集要項及び関連資料(以下、「募集要項等」という。)において示す。

#### ② 施設運営等業務に係る対価

複合施設等の施設運営等業務に係る対価は、事業契約においてあらかじめ 定める額とし、施設運営等業務の期間にわたり年度毎に市が SPC に支払う。

# ③ 施設運営等業務に係る利用料金収入

SPC は、複合施設の諸室、附属設備及び備品等の利用に際して利用者が支払う使用料を利用料金として自らの収入とすることができる。なお、利用料金の単価は、複合施設の設置及び管理に関する条例において市が定める額を上限とする範囲内において、市長の承認を受けて SPC が設定することができる。

④ 付帯事業に係る収入 SPC が実施した付帯事業に係る収入は自らの収入とする。

#### 9) 市の収入

- ① 博物館の企画展示に係る観覧料及び展示図録等の販売に係る売上
- ② 付帯事業の実施に伴う、小松市行政財産使用料徴収条例に基づく使用料
- ③ 付帯事業の実施に伴う、小松市都市公園条例に基づく使用料

#### 2 特定事業の選定方法及び公表

## 1) 特定事業の選定基準

市は、本事業を、従来型の手法により実施した場合に比べ、PFI 手法により実施することが、効率的かつ効果的な活用が図られると判断される場合は、PFI 法第7条の規定に基づき、本事業を特定事業に選定する。

#### 2) 特定事業の選定方法

市が本事業を特定事業として選定する場合の具体的な判断の基準は、以下のとおりである。

- ① 事業期間を通じた市の財政負担の縮減が期待できること(市の財政負担見込額の算定にあたっては、SPC からの税収その他の収入等を適切に調整した上で、事業期間における市の財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価する。)。
- ② 市の財政負担が同一水準にある場合においても公共サービスの向上が期待できること(公共サービスの水準の評価にあたっては、可能な限り定量的に行うこととし、定量化が困難な場合においても可能な限り客観性を確保した上で評価を行う。)。

#### 3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を、評価の内容と併せて、速やかに市ホームページにおいて公表する。

なお、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

#### 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 民間事業者の募集及び選定方法

市が本事業を特定事業として選定した場合は、公募型プロポーザル方式により民間事業者の募集及び選定を行う。

#### 2 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、民間事業者が市の定める事業参加に必要な資格を有しており、かつ、提案内容が市の定める要求水準を満たすことを前提とする。また、より効率的・効果的な複合施設の整備・運営を求めるものであり、優先交渉権者の選定にあたっては、民間事業者の幅広い能力・ノウハウ、提案価格、施設や設備の性能、運営・維持管理等の能力及び事業の継続性・安全性を総合的に評価する。

#### 3 要求水準

本事業に関して SPC が提供すべき施設整備の水準、サービスの水準等は、募集要項等の公表時に要求水準書として公表する。

#### 4 応募者の構成等

- (1) 応募者の構成に関する定義
  - ① 公募に応募する者(以下、「応募者」という。)は、以下のア~クに掲げる企業を含む複数の企業で構成されるグループ(以下、「応募グループ」という。)とし、代表企業を置くものとする。また、応募グループには代表企業の他に構成企業又は協力企業、若しくはその両方を置くものとする。
    - ア 設計業務を実施する企業
    - イ 建設業務を実施する企業
    - ウ 工事監理業務を実施する企業
    - エ 開館準備業務を実施する企業
    - オ システムの構築業務を実施する企業
    - カ 運営業務を実施する企業
    - キ 維持管理業務を実施する企業
    - ク SPC の運営管理業務を実施する企業
  - ② 「代表企業」とは、SPC に対して最大の出資をし、かつ最大の議決権保有割合を 有し、SPC から直接業務を受託又は請け負う者であり、応募グループを代表し、 応募手続きを行う者とする。
  - ③ 「構成企業」とは、SPC に対して出資し、SPC から直接業務を受託又は請け負う 代表企業以外の者とする。

④ 「協力企業」とは、SPC に対して出資はしないが、SPC から直接業務を受託又は 請け負う者とする。

#### (2)応募に際しての留意点

- ① 応募グループは、参加表明書の提出時に代表企業名、構成企業名及び協力企業 名をそれぞれ明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。
- ② 応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業が、他の応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業として参加していないこと。
- ③ 各業務を担当する企業及び同企業と資本面若しくは人事面において関連がある者についても、他の応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業になることはできない。

なお、本実施方針における「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、 以下の場合に該当する二者とする。

- ア 資本面において関連がある者 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号又は第4号の規定による親会 社と子会社の関係にある場合
- イ 人事面において関連がある者 一方の代表権を有する役員が、他方の代表権を有する役員を兼ねている場 合
- ④ 複数の業務に係る要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができるが、 工事監理業務と建設業務は、同一の者、又は資本面若しくは人事面において関連 がある者が兼ねてはならない。
- ⑤ 応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業が優先交渉権者の選定前まで に賑わいセンター及び早稲田システム開発に対し、本事業に関する接触等の働き かけを行った場合は失格とする。

#### (3) 応募者の共通の参加資格要件

応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業は、いずれも以下に示す参加資格要件を参加資格確認基準日に全て満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 資格審査申請書受付日から優先交渉権者の選定日までの期間に、市から指名停止措置を受けていないこと。
- ③ PFI 法第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- ④ 会社法第511条第1項に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生 手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。ただし、

同法第41条第1項の更生手続き開始の決定を受けた者で、その者に係る同法第1 99条第1項の更生計画の認可の決定があった場合を除く。

- ⑥ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生 手続開始の申立てをしている者又は再生手続の申立てをなされている者でない こと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に 係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合は除く。
- ⑦ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- ⑧ 参加表明書及び資格審査申請書類の受付日からさかのぼり、最近1年間の法人 税、消費税及び地方消費税、事業税、法人市民税及び固定資産税を滞納してい ないこと。
- ⑨ 本事業に係る PFI アドバイザリー業務(以下、「アドバイザリー業務」という。)を行う者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に関し、アドバイザリー業務を行う者は以下のとおりである。
  - ·株式会社日本総合研究所(東京都品川区東五反田二丁目18番1号)
  - ·株式会社昭和設計(大阪府大阪市北区豊崎四丁目12番10号)
  - ・アカデミック・リソース・ガイド株式会社(神奈川県横浜市中区相生町三丁目61番地)
  - ·渥美坂井法律事務所弁護士法人(東京都千代田区内幸町二丁目2番2号)
- ⑩ 本事業における事業者選定審査委員会(以下、「審査委員会」という。)の委員が 属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連があ る者でないこと。
- ① 賑わいセンターと資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ② 早稲田システム開発と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 に規定する暴力団又は暴力団員、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難され る関係にある者(従業員を含む。)でないこと。

#### (4) 応募者の個別の参加資格要件

応募グループのうち、SPC と直接契約を締結した上で設計、建設、工事監理、運営 及び維持管理を実施する企業は、それぞれ以下に示す①から⑤の要件を満たすこと。

#### 1) 設計業務を実施する企業

設計業務を実施する企業が単体企業の場合は、以下に示す①から⑤の全ての要件を満たすこと。設計業務を実施する企業が複数企業である場合は、以下に示す①及び②の要件については、全ての者がいずれも満たし、③から⑤の要件は、複数企業の中で要件ごとにいずれかの者が満たすこと。

- ① 小松市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士 事務所の登録を受けていること。
- ③ 平成27年(2015年)4月1日以降に図書館法(昭和25年法律118号)第2条第 2項に基づく延床面積2,100㎡以上の公立図書館の新築工事にかかる基本設 計または実施設計の業務を完了した実績(元請に限る)を有していること。公立 図書館を含む複合施設の場合は、図書館の専有面積が2,100㎡以上であるこ と。設計共同体としての実績の場合は、代表者としての実績に限る。
- ④ 平成27年(2015年)4月1日以降に博物館法(昭和26年法律285号)第2条第 1項に基づく延床面積450㎡以上の博物館(登録博物館)、同法第31条に基づ く延床面積450㎡以上の指定施設若しくは延床面積450㎡以上の博物館類 似施設の新築工事又は増築工事にかかる基本設計または実施設計の業務を 完了した実績(元請に限る)を有していること。設計共同体としての実績の場合 は、代表者としての実績に限る。なお、本実施方針における博物館類似施設と は、博物館と同種の事業を行う施設とする(ただし、動物園、植物園、動植物園 及び水族館を除く)。
- ⑤ 平成27年(2015年)4月1日以降に延床面積4,500㎡以上の公共施設の新築工事又は増築工事にかかる基本設計または実施設計の業務を完了した実績(元請に限る)を有していること。設計共同体としての実績の場合は、代表者としての実績に限る。

#### 2) 工事監理業務を実施する企業

工事監理業務を実施する企業が単体企業の場合は、以下に示す①から③の全ての要件を満たすこと。工事監理業務を実施する企業が複数企業である場合は、以下に示す①及び②の要件については、全ての者がいずれも満たし、③の要件は、少なくとも一者が満たすこと。

- ① 小松市競争入札参加資格有資格者名簿に記載されていること。
- ② 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ③ 平成27年(2015年)4月1日以降に延床面積4,500㎡以上の公共施設の新築工事又は増築工事にかかる工事監理を元請として受託し、かつ履行完了した実績を有すること。

#### 3) 建設業務を実施する企業

建設業務を実施する企業が単体企業の場合は、以下に示す①から⑤の全ての要件を満たすこと。建設業務を実施する企業が複数企業である場合は、以下に示す①及び②の要件については、全ての者がいずれも満たし、③から⑤の要件は、少なくとも一者

#### が満たすこと。

- ① 小松市競争入札参加資格有資格者名簿に記載されていること。
- ② 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 同法第26条第2項に規定する監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(募集要項等に基づき提出する本事業に関する提案書の提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。)にある者に限る。)を専任で配置することができること。また、配置技術者の変更は原則として認めないが、技術者の死亡、病気、工期延期、長期間工事など特別な場合に限り市が認めた場合変更を可能とする。
- ④ 平成27年(2015年)4月1日以降に延床面積4,500㎡以上の公共施設の新築工事又は増築工事にかかる施工実績(元請に限る)を有すること。特定建設工事共同企業体としての実績の場合は、代表者としての実績に限る。
- ⑤ 建築工事一式について、経営事項審査の直近の総合評点が1,200点以上であること。

#### 4) 運営業務を実施する企業

運営業務を実施する企業が単体企業の場合は、以下に示す①から③の全ての要件を満たすこと。運営業務を実施する企業が複数企業である場合は、以下に示す①の要件については、全ての者が満たし、②及び③の要件は、複数企業の中で要件ごとにいずれかの者が満たすこと。

- ① 小松市競争入札参加資格有資格者名簿に記載されていること。
- ② 平成27年(2015年)4月1日以降に図書館法第2条第2項に基づく延床面積 2,100㎡以上の公立図書館の運営業務を指定管理、業務委託等の形態により、 単独企業、SPC の構成企業又は SPC から委託を受ける企業としての実績を 有していること。公立図書館を含む複合施設の場合は、図書館の専有面積が 2.100㎡以上であること。
- ③ 平成27年(2015年)4月1日以降に博物館法第2条第1項に基づく延床面積450㎡以上の博物館(登録博物館)、同法第31条に基づく延床面積450㎡以上の指定施設若しくは延床面積450㎡以上の博物館類似施設の運営業務を指定管理、業務委託等の形態により、単独企業、SPCの構成企業又はSPCから委託を受ける企業としての実績を有していること。

#### 5) 維持管理業務を実施する企業

維持管理業務を実施する企業が単体企業の場合は、以下に示す①及び②の双方の要件を満たすこと。維持管理業務を実施する企業が複数企業である場合は、以下に示す①の要件については、全ての者が満たし、②の要件は、少なくとも一者が満たすこ

と。

- ① 小松市競争入札参加資格有資格者名簿に記載されていること。
- ② 平成27年(2015年)4月1日以降に延床面積4,500㎡以上の公共施設の維持管理業務を指定管理、業務委託等の形態により、単独企業、SPCの構成企業又はSPCから委託を受ける企業としての実績を有していること。

#### (5)参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、資格審査申請書締切日とする。

なお、参加資格確認基準日の翌日から市による優先交渉権者の選定の日までの間に、応募者が参加資格を満たさなくなったと認められる場合は、市はその時点で当該応募者を審査の対象としない。

ただし、構成企業又は協力企業のうち、単体ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失した法人(以下、「喪失法人」という。)が属する応募グループが、喪失法人に代わって、喪失法人が参加資格を欠いた日を参加資格確認基準日として参加資格を有する構成企業又は協力企業を補充し、これを市が認めた場合は本応募に参加できるものとする。

#### 5 選定のスケジュール

令和7年(2025年)9月	実施方針(案)等の公表
令和7年(2025年)9月	実施方針(案)等に関する質問・意見の受付
令和7年(2025年)10月	実施方針(案)等に関する質問・意見への回答公表
令和7年(2025年)11月	実施方針等の公表
令和7年(2025年)12月	特定事業の選定・公表
令和7年(2025年)12月	公募及び募集要項等の公表
令和8年(2026年)5月	提案書の受付・締切
令和8年(2026年)6月	優先交渉権者の選定
令和8年(2026年)7月	基本協定の締結
令和8年(2026年)8月	事業仮契約の締結
令和8年(2026年)9月	事業契約の締結

#### 6 募集手続等

#### (1) 実施方針(案)等に関する質問・意見の受付及び回答

#### 1) 質問・意見の受付

実施方針(案)等に記載された内容に関する質問及び意見を以下の要領で受け付ける。これ以外による質問・意見の提出は無効とする。

- ① 提出方法: 市ホームページより、「実施方針(案)等に関する質問・意見書」 (様式第1号)のファイルをダウンロード・記入の上、電子メールにて提出すること。なお、件名は「【小松市未来型図書館】実施方針(案)等に関する質問・意見」と明記すること。
- ② 提出先:第84 に記載のとおり。
- ③ 提出期限: 令和7年(2025年)10月10日(金) 17時00分必着

#### 2) 質問・意見への回答

実施方針(案)等に関して提出された質問・意見に対する回答は、質問・意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問・意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものを除き、令和7年10月31日(金)(予定)に市ホームページにて公表する。

#### (2)募集要項等の公表及び説明会の実施

市は、本事業を特定事業として選定した場合には、募集要項等の公表を行う。また、 本事業に対する民間事業者の参入促進のため、募集要項等に関する説明会を開催す る。なお、説明会の開催日時、開催場所等については募集要項等において示す。

#### (3)参加表明書等の受付及び資格審査

本事業の応募者に、本事業に関する参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出 を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、資格審査の時期、提出の方 法、必要な書類の詳細等については、募集要項等にて示す。

#### (4)競争的対話の実施

市は、資格審査を通過した応募者(以下、「資格審査通過者」という。)に対し、対面方式による対話を実施する予定である。日時等の詳細については、資格審査通過者に対し個別に通知する。

#### (5)提案書の受付

市は、資格審査通過者に対し、提案書の提出を求める。なお、提案書の提出時期、提出方法、必要書類の詳細等については、募集要項等にて示す。

#### 7 審査、選定及び契約に関する事項

#### (1) 審査及び選定

市は、本事業の募集開始までに、議会の議決を経て債務負担行為の設定を行うものとする。

#### (2)審査委員会

提案書の審査は、市が設置する学識経験者等で構成する審査委員会において行う。 審査委員会においては、価格のみならず、事業全体の基本的な考え方、事業計画、施 設計画、維持管理計画、運営計画等について総合的に評価を行い、市は、審査委員会 の評価を受け、優先交渉権者及び次点の選定を行う。

なお、審査委員会の構成員は、下表のとおりである。

(順不同、敬称略)

難波 悠	東洋大学 経済学研究科 公民連携専攻 教授
川﨑 寧史	金沢工業大学 建築学部 教授
野末 俊比古	青山学院大学 教育人間科学部 学部長·教授
杓谷 茂樹	公立小松大学国際文化交流学部国際文化交流学科 学科長·教授
安岡 美佳	デンマーク ロスキレ大学 准教授
吉田 良晴	九九谷 代表
越田 幸宏	小松市 副市長

また、応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業が優先交渉権者の選定前までに審査委員会を構成する委員に対し、本事業に関する接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

#### (3)選定結果の公表

選定結果については、市ホームページにおいて公表する。

#### (4)優先交渉権者を選定しない場合

公募型プロポーザルによる募集、提案の評価及び優先交渉権の選定において、最終的に、応募者が無い、又は、いずれの応募者の提案においても本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことと

し、この旨を速やかに市ホームページにおいて公表する。

#### (5)基本協定の締結

市は、本事業に係る優先交渉権者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。優先交渉権者との協議が調わず、基本協定を締結できない場合は次点の応募者と協議のうえ、基本協定を締結する場合がある。

#### (6) SPC の設立について

本事業に係る事業者選定の結果、優先交渉権者として選定された応募者は、基本協定の締結後、会社法に定める株式会社として SPC を市内に設立する。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。

#### (7)事業契約の締結

市と SPC は、事業契約の承認に係る議会に提出する議案の提出日までに、事業契約の仮契約を締結し、当該議会の議決日をもって事業契約を締結する。なお、事業契約書(案)については、募集要項等の公表時において提示する。

#### (8)提出書類の取り扱い

#### 1) 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、応募者全員分の提案概要書を公開する可能性がある。また、市は、選定事業者の提出書類は、広報活動等に必要な範囲において、代表企業に事前に了解を得た上で、無償で使用できるものとする。

#### 2) 特許権等

応募者が提出書類において、第三者が有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権 等の権利を使用したことによって生じる責任は、応募者が負うものとする。

#### 3) その他

提案書類は返却しない。

# 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

# 1 リスク分担の基本的な考え方

本事業における各業務の業務遂行上の責任は原則として SPC が負うものとする。 ただし、市が責任を負うべき合理的な理由があるものについては、市がその全て又は 一部を負うものとする。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

市と SPC の責任分担は、別紙「リスク分担表(案)」によることとするが、責任分担の程度や具体的な内容については事業契約で規定する。

#### 3 SPC の責任の履行確保に関する事項

SPC が事業契約に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、SPC の財務状況を把握するため、事業契約及びモニタリング実施計画に定めるところにより、SPC によるセルフモニタリング自己点検等に加え、市によるモニタリング(事業実施状況の確認等)を行う。

市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担する。

# 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

# 1 立地

本事業の予定地は、下図のとおり、芦城公園内とする。

所在地	芦城公園(/	小松市丸の内公園町 19	番地)
公園面積		設区域 4.37ha、未開設	ゼ区域 0.53ha) の整備に伴い開設区域に編
実測面積・ 土地所有者	48,561.9	1 ㎡(国 40,469.56 ㎡	、市 8,092.35 ㎡)
用途地域	第二種住居	景地域(建ぺい率60%、名	<b>容積率200%)</b>
防火地域等	一部準防火	〈地域	
その他地域地区	伝統的景観推進地区 都市機能誘導区域(小松駅地区)、居住誘導区域、DID 区域		
日影規制	H>10m、受影面 4m: 5H、3H		
道路斜線規制	勾配 1.25(	(適用距離 20m)	
隣地斜線規制	立上 20m	+勾配 1.25	
洪水ハザード マップ	想定浸水深	€0.5m~3.0m	
	・北側 市	可道松任町丸内線	幅員 7.2~29.8m
LIA I DANGE	・西側	5道小馬出町公園線	幅員 4.7~17.1m
接続道路 ※市道台帳より	・南側	5道小馬出町公園線	幅員 7.2~29.8m
	市	5道京町地子町線	幅員 7.4~26.0m
	・東側	5道京町公園線	幅員 8.3~10.5m
交通アクセス	小松駅より	約 1km (車で約 5 分・1	走歩で約 15 分)
その他	都市公園法	民上の用途、建築面積の	制限有



# 2 規模

建築可能な最大延床面積は、9,000㎡とする。

# 第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

## 1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約書等の解釈について疑義が生じた場合、市と SPC は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に定める具体的措置に従う。

# 2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

#### 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

#### 1 SPC の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市は、事業契約に定めるところにより、SPC の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、又はその懸念が生じた場合、SPC に対してその改善を図ることを求めるものとし、改善が認められない場合、事業契約を解約することができ、若しくは解約せずに SPC の契約上の地位を市が選定した第三者に移転させることができるものとする。上記において、市が事業契約を解除した場合、市は SPC に対し、市が被った損害の賠償を請求することができる。

#### 2 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

SPC は、市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、事業契約を解除することができるものとする。上記において、SPC が事業契約を解除した場合、SPC は市に対し、生じる損害について賠償を請求することができる。

#### 3 その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他市及び SPC の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、市及び SPC は、事業継続の可否について協議を行う。一定の期間内に協議が調わないときは、相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び SPC は事業契約を解除することができるものとする。

これにより、事業契約が解除される場合、SPC は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、募集要項等の公表時において提示する。

#### 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

SPC が PFI 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、市は、SPC が措置及び支援を受けることができるよう努める。

また、本事業は、交付金措置等を受ける可能性があるため、SPC は市が本事業に係る交付金等の申請・完了報告・検査受検等をするにあたり、市が行う資料作成等の作業に協力を行うものとする。

なお、市は、SPCに対する出資、保証等の支援は行わない。

#### 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

#### 1 議会の議決

#### (1)債務負担行為の設定

市は、本事業の募集開始までに、議会の議決を経て債務負担行為の設定を行うものとする。

#### (2)事業契約の締結

市は、事業契約の締結に当たって、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

#### (3)条例の制定

複合施設は、地方自治法第244条の規定による公の施設とする。そのため、市は複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について施設供用開始までに議決を経る。

#### (4)指定管理者の指定

市は市議会の議決を経た上で、地方自治法第244条の2第3項の規定により、 SPC を複合施設等の指定管理者に指定する予定である。

#### 2 公募に伴う費用負担

本事業の応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

#### 3 情報の公開

本事業に関する情報は、市ホームページにおいて、適時公表する。

#### 4 問い合わせ先

〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所4階 市長公室 未来型図書館づくり推進チーム 電話 0761-24-8042 ファクス 0761-22-4514 電子メールアドレス miraigata@city.komatsu.lg.jp

# 別紙 リスク分担表(案)

段	No botto		リスク分担	
階	リスク項目	リスク内容	市	SPC
	募集要項等のリスク	募集要項等の誤りに関するリスク	•	
	応募費用リスク	応募費用の負担に関するリスク		•
	契約締結リスク	市の責に帰すべき事由により事業契約が結べない		
		又は契約締結が遅延するリスク		
		SPC の責に帰すべき事由により事業契約が結べな		
		い又は契約締結が遅延するリスク		
		上記以外の事由により事業契約が結べない又は契		<b>•</b> %1
		約締結が遅延するリスク		<b>-</b> %1
	政策転換リスク	政治上の理由ないし政策変更により、事業内容が		
		変更ないし中止となるリスク		
	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令の変更、新設に伴うリス		
		ク		
		上記以外の法令の変更、新設に伴うリスク		•
	税制度変更リスク	消費税及び地方消費税の範囲及び税率の変更に関		
		するリスク		
共   通		SPC の利益に課せられる税制度の変更(例:法人		
		税率の変更)、新設に伴うリスク		
	許認可取得・遅延リスク	市の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が		
		取得できないことによるリスク		
		SPC の責に帰すべき事由により取得すべき許認可		
		が取得できないことによるリスク		
	住民対応リスク	SPC が行う業務に起因する住民反対運動等リスク		•
		上記以外に起因する住民反対運動等リスク	•	
	第三者賠償リスク	市の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損		
		害の賠償リスク		
		SPC の責めに帰すべき事由により第三者に与えた		
		損害の賠償		
	環境影響リスク	SPC が行う業務に関連して生じる環境悪化リスク		•
		上記以外に起因する環境悪化リスク	•	
 	知的財産権侵害リスク	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵		
		害し、又は SPC が作成した著作物等が第三者の知		

段	リスク項目	リスク内容	リスク分担	
階	ソヘク棋日	ソヘシ内谷	市	SPC
		的財産者の知的財産権等を侵害した場合に、第三		
		者に生じた損害の賠償		
	不可抗力リスク	市又は SPC のいずれの責にも帰すことのできず、		
		また計画段階において想定し得ない風水害、地震等		<b>*</b> *2
		の自然災害、及び、戦争、暴動その他の人為的な事		<b>A</b> %2
		業に起因するリスク		
	物価変動リスク	インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減(一定の		
		範囲内)※3		
		インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減(一定の		
		範囲を超えた部分)※3		
	金利変動リスク	基準金利確定前の金利変動に関するもの	•	
		基準金利確定後の金利変動に関するもの		•
	資金調達リスク	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	•	
		SPC が調達する必要な資金の確保に関するもの		•
	事業の中止・遅延リスク	本事業の方針変更等、市の責に帰すべき事由によ		
		る事業の中止・遅延リスク		
		経営悪化等による民間事業者の倒産等、SPC の責		
		に帰すべき事由による事業の中止・遅延リスク		
	債務不履行リスク	支払債務の不履行その他の市の債務不履行による		
		損害		
		SPC の提供するサービス水準の未達その他の		
		SPC の債務不履行による損害		
	要求水準変更リスク	市の責に帰すべき事由による要求水準変更リスク	•	
		SPC の責に帰すべき事由による要求水準変更リス		
		ク		
	測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に起因するリスク	•	
⊐ज		SPC が実施した測量・調査に起因するリスク		•
調査設計段階	用地リスク	市が事前に公表した資料に明示されている事業予		
		定地の契約不適合に関するリスク		
	埋設物リスク	市が事前に公表した資料に明示されている事業予		
		定地の土壌汚染、地中障害物、埋蔵文化財等に起		•
		因するリスク		

段	ロッ みぼ口	リッケーは	リスタ	ク分担
階	リスク項目 	リスク内容	市	SPC
		市が事前に公表した資料からは合理的に予見でき		
		ない事業予定地の土壌汚染、地中障害物、埋蔵文	lacktriangle	
		化財等が発見された場合		
	設計変更リスク	市の指示又は市の責めに帰すべき事由による設計		
		変更によるリスク		
		SPC の責めに帰すべき事由による設計変更による		
		リスク		
	工事着工遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	•	
		上記以外の要因によるもの		•
	工事費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更、提示された資料		
		等から予見できなかった不測の事態による工事費	•	
		の増大		
		上記以外の要因による工事費の増大		•
	工事遅延リスク	市の事由(提示条件、指示の不備や要求水準の変		
施		更等)又は不可抗力による工事の遅延や未完工		
施設整備段階		SPC の事由(提示条件、指示の不備や要求水準の		
備段		変更等)による工事の遅延や未完工事		
階	工事監理リスク	工事監理に関するもの		•
	性能リスク	要求水準不適合(施工不良を含む)		•
	什器・備品の調達・搬入	市が発注する什器・備品の調達・設置に関するリス		
	に関するリスク	ク		
		上記以外の什器・備品の調達・設置に関するリスク		
	開業遅延リスク	SPC の責めに帰すべき事由による開業遅延に起因		
		するリスク		
冶		上記以外の事由による開業遅延に起因するリスク	•	
選	施設利用者変動リスク	博物館の利用者変動に伴うリスク	•	
維   持		上記以外(付帯事業を含む。)に関するリスク		•
運営維持段階	維持管理費変動リスク	市の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する		
""		維持管理費の増大及び維持管理費の減少		
		上記以外の要因による維持管理費の増大		•
	性能リスク	要求水準不適合		•

段	リラ かぼ口	リフカ中央	リスク	ク分担
階	リスク項目	リスク内容	市	SPC
	施設劣化リスク	SPC の責に帰すべき事由(適切な維持管理業務を		
		怠ったこと等)による施設の劣化に関するリスク		
		上記以外の事由による施設の劣化に関するリスク	•	
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して SPC が適切な維持管理業務		
		を実施しなかったことに起因する施設の損傷		
		上記のほか、SPC の責に帰すべき事由による施設		
		の損傷		
		市の責に帰すべき事由による施設の損傷	•	
		SPC 又は市以外の第三者に起因するもの	•	<b>▲</b> ※4
	什器・備品損傷リスク	劣化によるもの、SPC の責めに帰すべき事由による		
		損傷		
		上記以外のもの	•	
	施設瑕疵リスク	権利行使期間内に発見された契約不適合(施設の		
		瑕疵)に関するリスク		
		上記以外の契約不適合(施設の瑕疵)に関するリス		
		ク		
	修繕費増大リスク	修理費が予想を上回った場合		•
	技術革新リスク	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化のうち、市の		
		指示により発生する増加費用		
		民間事業者提案による技術革新にともなう施設・設		
		備の陳腐化リスク		
	図書館資料盗難·紛失·	市の責めに帰すべき事由及び盗難・紛失・破損等の		
	破損リスク	事故・トラブルによる図書館内(開架・閉架書庫を含		
		む)における図書やAV機器の盗難・紛失・破損		
		SPC の責めに帰すべき事由による図書館内(開架・		
		閉架書庫を含む)における図書やAV機器の盗難・		•
		紛失·破損		
	収蔵品管理リスク	本施設の収蔵品が、地震等の不可抗力又は第三者		
		の行為により本施設内で毀損した場合		
		本施設の収蔵品が、本施設内で市の責めに帰すべ		
		き事由によって盗難・毀損した場合		
		本施設の収蔵品が、本施設内でSPCの責めに帰す		
		べき事由によって盗難・毀損した場合		

段	11つ みで日	11 7 万中原	リスク	7分担
階	リスク項目 	リスク内容	市	SPC
		本施設の収蔵品が、他館等への貸出によって本施		
		設外にある場合に盗難・毀損した場合		
	展示品等管理リスク	館蔵品、寄託品及び他館、個人等から借り受けて展		
		示している展示品が、地震等の不可抗力により本施		
		設内で毀損した場合		
		館蔵品、寄託品及び他館、個人等から借り受けて展		
		示している展示品が、本施設内で、市の責めに帰す		
		べき事由によって盗難・毀損した場合		
		館蔵品、寄託品及び他館、個人等から借り受けて展		
		示している展示品が、本施設内で、SPC の責めに		•
		帰すべき事由によって盗難・毀損した場合		
		館蔵品、寄託品及び他館、個人等から借り受けて展		
		示している展示品が、運送業者・作業員等、市・		
		SPC 以外の者の責めに帰すべきによって本施設内		
		で盗難・毀損した場合		
	情報流出リスク	SPC の責めに帰すべき事由よる個人情報等の流出		•
		市の責めに帰すべき事由による個人情報等の流出	•	
	利用者対応リスク	施設利用や施設保全に関する SPC の業務範囲に		
		係る利用者からのクレーム		
		上記以外の利用者からのクレーム	•	
	事故等リスク	施設利用に伴う利用者の傷病や事故(SPC の責め		
		に帰すべき事由によるもの)		
		施設利用に伴う利用者の傷病や事故(上記以外の		
		もの)		
	付帯事業実施リスク	付帯事業の実施に伴うもの		•
	移管手続リスク	施設移管手続きに伴う諸費用の発生、SPC の清算		
事		手続きに伴う損益等		
事業終了	引継ぎリスク	事業契約期間満了時の業務の引継ぎに関するリス		
了		2		
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		•

凡例:●主たる負担者、▲従たる負担者、空欄:原則として負担がない

- ※1 議会の否決により契約が結べない場合、それまでに掛かった費用は市とSPCで各々が負担する。
- ※2 一定の金額までを SPC の負担、それを超えるものについては市の負担とする。
- ※3 物価変動については変動の一定幅までを SPC が負担し、一定幅を超えた額を市が負担することとし、詳細は事業契約書において定める。
- ※4 SPC が適切な維持管理業務又は運営業務を実施しなかったことによる損傷に対するリスクは SPC 負担とする。